

労働法セミナー開催しました！

9月26日（木）盛岡市大通リリオにて、労働法セミナーを開催しました。盛岡労働基準監督署の飯野洋司副署長より「労働関係法のポイント」をわかりやすく解説いただきました。内容は労働基準法の他に、労働契約の基本ルール、過重労働防止・メンタルヘルス、ハラスメント防止義務、労使間の個別紛争解決援助制度など多岐にわたり、参加者からも「大変参考になった」「わかりやすかった」「もっと若い頃にこのような機会が欲しかった」など好評でした。



盛岡労働基準監督署
飯野 洋司 副署長

- 労働者と事業主から多くの労働相談が寄せられています。
- 解雇や不払いの他最近ではパワハラ、いじめ、いやがらせなどの相談も増えています。

労働条件の明示

- 労働者を採用するときは労働条件を書面で明示が必要。
- 必ず明示する事項、定めをした場合に明示が必要な事項がある。
- 労働条件の交付がないところはトラブルになる可能性が高い。

年次有給休暇

- 週5日以上または週30時間以上働く方は入社半年後に10日、そこから毎年1～2日増え、最高年20日有給休暇が付与される。
- パートでも週所定労働日数により付与。
- 働き方改革の一環により使用者は年5日の有給休暇付与義務がある。

パワハラの定義と種類

- ①優越的な関係を背景とした②業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により③労働者の就業環境が害されること。
- ①身体的な攻撃②精神的な攻撃③人間関係からの切り離し④過大な要求⑤過小な要求⑥個の侵害などの種類あり。

Q&A 週40時間超えるダブルワークについて注意することは？

- ダブルワークを行う2社とのコミュニケーションが重要。
- 労働時間を通算した時の割増賃金をどちらかが支払う必要が出てくる。
- 健康管理上も法定労働時間を意識したダブルワークを推奨。



就職時のトラブル防止のためにも本日のセミナーを参考にして下さい。

ハローワーク盛岡菜園庁舎館長より最近の雇用情勢の説明と菜園庁舎の案内が行われました。

次回12月11日
の予定です

ハローワーク盛岡菜園庁舎 わかもの支援コーナー
盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル1F
電話 019-653-8609